

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年2月13日
【四半期会計期間】	第144期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 海治 勝彦
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【電話番号】	高知（088）822-9311（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員経営統括部長 寺川 智文
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目10番7号 株式会社高知銀行東京事務所
【電話番号】	東京（03）3865-1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 宮崎 泰浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社高知銀行東京支店 （東京都千代田区岩本町3丁目10番7号） 株式会社高知銀行松山支店 （愛媛県松山市南堀端町5番地5） 株式会社高知銀行徳島支店 （徳島県徳島市東船場町2丁目32番地） 株式会社高知銀行大阪支店 （大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号） 株式会社高知銀行高松支店 （香川県高松市築地町16番17）

（注）松山支店、徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		2022年度第3四半期 連結累計期間	2023年度第3四半期 連結累計期間	2022年度
		(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	百万円	16,788	17,277	23,080
経常利益	百万円	2,192	2,145	2,551
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	1,490	1,746	
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円			1,601
四半期包括利益	百万円	5,765	1,235	
包括利益	百万円			3,858
純資産額	百万円	68,322	60,559	77,030
総資産額	百万円	1,217,394	1,116,758	1,185,393
1株当たり四半期純利益	円	140.08	166.85	
1株当たり当期純利益	円			139.29
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	46.70	52.32	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円			49.63
自己資本比率	%	5.34	5.12	6.22

		2022年度第3四半期 連結会計期間	2023年度第3四半期 連結会計期間
		(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり四半期純利益	円	67.46	97.70

(注) 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末新株予約権 - (四半期)期末非支配株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期のわが国の経済は、一部に足踏みがみられるものの、公共投資は堅調に推移し、雇用所得環境が改善する下、個人消費は持ち直しており、全体としては緩やかに回復しました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、設備投資や生産は一部に弱めの動きがみられ、住宅投資も減少しているものの、個人消費は着実に持ち直しており、全体では横ばい圏内の動きとなりました。

このような情勢の下、当第3四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績は次のとおりとなりました。

当第3四半期連結会計期間末における財政状態については、総資産は前連結会計年度末に比べ686億円減少(5.78%減少)して1兆1,167億円となりました。また、純資産は第1種優先株式の消却等に伴い前連結会計年度末に比べ164億円減少(21.38%減少)して605億円となりました。

譲渡性預金を含めた預金等は公金預金、金融機関預金は増加しましたが、一般法人預金、個人預金が減少したことから、前連結会計年度末に比べ85億円減少(0.82%減少)して1兆200億円となりました。一方、貸出金は、金融業・保険業、個人、漁業等は増加しましたが、卸売業・小売業、建設業、各種サービス業等が減少したことから、前連結会計年度末に比べ206億円減少(2.72%減少)して7,345億円となりました。また、有価証券は、その他の証券、株式等が減少しましたが、社債、国債等が増加したことから、前連結会計年度末に比べ8億円増加(0.29%増加)して2,929億円となりました。

当第3四半期連結累計期間における経営成績については、経常収益は株式等売却益の増加等により、前年同期比4億88百万円増加(2.91%増加)して172億77百万円となりました。一方、経常費用も、システム関係投資による物件費の増加等により、前年同期比5億35百万円増加(3.66%増加)して151億32百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比46百万円減少(2.14%減少)して21億45百万円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比2億55百万円増加(17.16%増加)して17億46百万円となりました。

なお、セグメント情報における経営成績については、銀行業務における経常収益は前年同期比8億12百万円増加して132億16百万円、セグメント損益は前年同期比1億64百万円減少して18億58百万円の利益、リース業務における経常収益は前年同期比4億6百万円減少して38億4百万円、セグメント損益は前年同期比5百万円減少して1億71百万円の利益、クレジットカード業務における経常収益は前年同期比1億58百万円増加して4億16百万円、セグメント損益は前年同期比1億27百万円増加して1億16百万円の利益となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間における資金運用収支は、前第3四半期連結累計期間比1億52百万円減少して99億11百万円となりました。これは国内業務部門で同70百万円減少して92億45百万円、国際業務部門で同81百万円減少して6億65百万円となったことによるものであります。

役務取引等収支は、前第3四半期連結累計期間比2億42百万円増加して7億83百万円となりました。これは国内業務部門で同2億43百万円増加して7億75百万円となったこと等によるものであります。

その他業務収支は、前第3四半期連結累計期間比4億51百万円減少して5億60百万円となりました。これは国内業務部門で同3億93百万円減少して76百万円、国際業務部門で同58百万円減少して4億84百万円となったことによるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	9,316	747	10,063
	当第3四半期連結累計期間	9,245	665	9,911
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	9,449	801	12 10,238
	当第3四半期連結累計期間	9,370	696	10 10,056
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	133	54	12 174
	当第3四半期連結累計期間	125	30	10 145
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	532	8	540
	当第3四半期連結累計期間	775	7	783
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	1,654	14	1,668
	当第3四半期連結累計期間	1,828	12	1,840
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	1,121	5	1,127
	当第3四半期連結累計期間	1,052	4	1,057
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	316	425	109
	当第3四半期連結累計期間	76	484	560
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	4,240	-	4,240
	当第3四半期連結累計期間	3,756	43	3,799
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	3,924	425	4,350
	当第3四半期連結累計期間	3,832	527	4,360

(注) 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は、当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第3四半期連結累計期間0百万円、当第3四半期連結累計期間0百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間における役務取引等収益は、前第3四半期連結累計期間比1億72百万円増加して18億40百万円となりました。これは国内業務部門で同1億73百万円増加して18億28百万円、国際業務部門で同1百万円減少して12百万円となったことによるものであります。

一方、役務取引等費用は、前第3四半期連結累計期間比70百万円減少して10億57百万円となりました。これは国内業務部門で同69百万円減少して10億52百万円となったこと等によるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	1,654	14	1,668
	当第3四半期連結累計期間	1,828	12	1,840
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	361	-	361
	当第3四半期連結累計期間	416	-	416
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	378	13	392
	当第3四半期連結累計期間	382	12	394
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	300	-	300
	当第3四半期連結累計期間	351	-	351
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	24	-	24
	当第3四半期連結累計期間	24	-	24
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	6	-	6
	当第3四半期連結累計期間	5	-	5
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	23	0	23
	当第3四半期連結累計期間	20	0	20
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	1,121	5	1,127
	当第3四半期連結累計期間	1,052	4	1,057
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	31	5	37
	当第3四半期連結累計期間	31	4	36

(注) 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は、当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

国内・国際業務部門別特定取引の状況
該当事項はありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第3四半期連結会計期間	1,032,400	2,605	1,035,006
	当第3四半期連結会計期間	1,005,954	2,609	1,008,563
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	570,638	-	570,638
	当第3四半期連結会計期間	582,072	-	582,072
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	460,777	-	460,777
	当第3四半期連結会計期間	422,398	-	422,398
うちその他	前第3四半期連結会計期間	984	2,605	3,590
	当第3四半期連結会計期間	1,483	2,609	4,092
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	2,500	-	2,500
	当第3四半期連結会計期間	11,510	-	11,510
総合計	前第3四半期連結会計期間	1,034,900	2,605	1,037,506
	当第3四半期連結会計期間	1,017,464	2,609	1,020,073

（注）1．国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は、当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4．連結会社間の取引に係る債権・債務につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	734,500	100.00	734,552	100.00
製造業	57,530	7.83	60,308	8.21
農業、林業	3,288	0.45	3,298	0.45
漁業	4,763	0.65	5,660	0.77
鉱業、採石業、砂利採取業	596	0.08	603	0.08
建設業	39,524	5.38	37,887	5.16
電気・ガス・熱供給・水道業	30,832	4.20	30,850	4.20
情報通信業	11,139	1.51	9,827	1.34
運輸業、郵便業	23,581	3.21	22,410	3.05
卸売業、小売業	95,324	12.98	92,395	12.58
金融業、保険業	35,235	4.80	42,407	5.77
不動産業、物品賃貸業	112,868	15.37	113,567	15.46
各種サービス業	114,421	15.58	111,067	15.12
地方公共団体	88,872	12.10	85,458	11.63
その他	116,522	15.86	118,809	16.18
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	734,500		734,552	

（注）「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

（2）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についても、第2四半期報告書に記載した内容から変更はありません。また、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題についても、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,900,000
第1種優先株式	40,900,000
第2種優先株式	1,000,000
計	40,900,000

(注) 当行の発行可能株式総数は、普通株式40,900,000株、第1種優先株式40,900,000株、第2種優先株式1,000,000株であり、その合計は82,800,000株となりますが、発行可能株式総数は40,900,000株とする旨を定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,244,800	10,244,800	東京証券取引所 スタンダード市場	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
第2種優先株式	680,000	680,000	非上場	(注)1
計	10,924,800	10,924,800		

(注)1. 第2種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(1) 第2種優先配当金の額

当銀行は、定款第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主(以下、「第2種優先株主」という。)または第2種優先株式の登録株式質権者(以下、「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、年率1.75%を乗じて算出した額(ただし、当該基準日が属する事業年度の初日(2023年3月31日に終了する事業年度にあつては2023年3月15日。いずれにおいても同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)までの期間につき日割計算(1年を365日とし、円位未満は切り捨てる。)により算出した額)の金銭(以下、「第2種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して下記(4)に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

(4) 第2種優先中間配当金

当銀行は、定款第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「第2種優先中間配当金」という。)を支払う。

(5) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(6) 議決権

第2種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(7) 種類株主総会

当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(8) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2030年3月18日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、第2種優先株主に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第2種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を第2種優先株主に対して交付するものとする。なお、第2種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第2種優先株式の取得と引換えに、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間につき当該事業年度における第2種優先配当金の額を日割計算（1年を365日とし、円位未満は切り捨てる。）して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(9) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2033年3月16日（以下、「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当銀行に取得されていない第2種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、第2種優先株主に対し、その有する第2種優先株式数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第2種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

下限取得価額

下限取得価額は、505円とする（ただし、下記による調整を受ける。）。

下限取得価額の調整

イ．第2種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下、「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.()に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本()において同じ。))その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)
- 調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- () 株式の分割をする場合
調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数(ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
- () 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.()に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
- 上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。
- () 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.または下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合
- 調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
- 調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.()に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- () 株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数(ただし、効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

- ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、当銀行の取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ．()下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本 に準じて調整する。
- ()下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ．()ないし()に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- ()下限取得価額調整式に使用する「1株当たり払込金額」とは、上記イ．()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ．()および()の場合には0円、上記イ．()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ．上記イ．()ないし()および上記ハ．()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ．上記イ．()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ．上記イ．()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．下限取得価額調整式により算出された上記イ．柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

合理的な措置

上記 および に定める下限取得価額は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

- (11) 優先順位
第1種優先株式および第2種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。
- (12) 単元株式数
第2種優先株式の単元株式数は100株とする。
- (13) 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (14) その他
上記各号は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年12月31日	-	10,924	-	15,444	-	7,651

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第2種優先株式 680,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 77,500	-	当行保有の普通株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,095,900	100,959	(注)2
単元未満株式	普通株式 71,400	-	一単元(100株)未満の株式 (注)3
発行済株式総数	10,924,800	-	-
総株主の議決権	-	100,959	-

(注)1. 第2種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」には、業績連動型株式報酬制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当行株式47千株(議決権474個)が含まれております。なお、当該議決権の数474個は、議決権不行使となっております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が7株含まれております。

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	77,500	-	77,500	0.70
計		77,500	-	77,500	0.70

(注)業績連動型株式報酬制度導入のため設定した株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当行株式47千株は、上記自己株式に含まれておりません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役副頭取 代表取締役	河合 祐子 (現姓：山田)	1964年 8月22日生	1987年 4月 ケミカル銀行/ J Pモルガン銀行グループ入社 1993年 5月 ペンシルバニア大学ウォートン校にて MBA(経営学修士)取得 2001年 6月 R Pテック株式会社入社 2003年 3月 日本銀行入行 2011年 7月 日本銀行香港事務所長 2013年 6月 日本銀行金融市場局為替課長 2014年 9月 日本銀行高知支店長 2016年 6月 日本銀行金融機構局上席考査役 2017年 3月 日本銀行決済機構局審議役 FinTechセンター長 2018年 3月 日本銀行欧州統括役 兼ロンドン事務所長 2020年11月 Japan Digital Design株式会社入社 2021年 3月 Japan Digital Design株式会社 代表取締役CEO 2022年 9月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ経営企画部部長 株式会社三菱UFJ銀行 経営企画部部長 2023年 7月 取締役副頭取(現職)	2023年 7月から 1年11カ 月	0	2023年 7月 3日

(注) 1. 河合祐子は、婚姻により戸籍の氏を山田に変更しましたが、河合祐子(旧氏名)で業務を行います。

2. 所有株式数は、すべて普通株式であり、第2種優先株式は所有していません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性10名 女性2名(役員のうち女性の比率16.66%)

第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自2023年10月1日 至 2023年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自2023年4月1日 至2023年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
資産の部		
現金預け金	108,965	56,414
金銭の信託	1,069	1,112
有価証券	1, 2 292,062	1, 2 292,936
貸出金	1 755,161	1 734,552
外国為替	1 574	1 786
リース債権及びリース投資資産	5,984	6,236
その他資産	1 14,974	1 16,610
有形固定資産	15,500	15,961
無形固定資産	447	499
退職給付に係る資産	272	409
繰延税金資産	1,931	2,019
支払承諾見返	1 1,818	1 1,808
貸倒引当金	13,371	12,588
資産の部合計	1,185,393	1,116,758
負債の部		
預金	1,007,414	1,008,563
譲渡性預金	21,160	11,510
借入金	66,049	27,261
外国為替	24	0
その他負債	9,624	5,046
賞与引当金	387	201
退職給付に係る負債	24	26
睡眠預金払戻損失引当金	140	101
株式報酬引当金	57	46
繰延税金負債	108	92
再評価に係る繰延税金負債	1,517	1,517
負ののれん	34	21
支払承諾	1,818	1,808
負債の部合計	1,108,362	1,056,199
純資産の部		
資本金	22,944	15,444
資本剰余金	20,096	10,307
利益剰余金	29,248	30,562
自己株式	188	169
株主資本合計	72,100	56,144
その他有価証券評価差額金	1,374	1,923
土地再評価差額金	3,146	3,146
退職給付に係る調整累計額	129	111
その他の包括利益累計額合計	1,642	1,111
新株予約権	30	28
非支配株主持分	3,256	3,274
純資産の部合計	77,030	60,559
負債及び純資産の部合計	1,185,393	1,116,758

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
経常収益	16,788	17,277
資金運用収益	10,238	10,056
(うち貸出金利息)	7,175	7,309
(うち有価証券利息配当金)	2,893	2,651
役務取引等収益	1,668	1,840
その他業務収益	4,240	3,799
その他経常収益	1,641	1,581
経常費用	14,596	15,132
資金調達費用	174	145
(うち預金利息)	120	117
役務取引等費用	1,127	1,057
その他業務費用	4,350	4,360
営業経費	8,380	8,971
その他経常費用	2,563	2,598
経常利益	2,192	2,145
特別損失	11	39
固定資産処分損	11	18
減損損失	-	21
税金等調整前四半期純利益	2,181	2,106
法人税、住民税及び事業税	552	336
法人税等調整額	94	89
法人税等合計	647	246
四半期純利益	1,533	1,859
非支配株主に帰属する四半期純利益	42	112
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,490	1,746

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
四半期純利益	1,533	1,859
その他の包括利益	7,299	623
その他有価証券評価差額金	7,296	641
退職給付に係る調整額	2	18
四半期包括利益	5,765	1,235
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,779	1,215
非支配株主に係る四半期包括利益	13	20

【注記事項】

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当行は、2017年度より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)を対象に、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度末において64百万円、62千株、当第3四半期連結会計期間末において48百万円、47千株であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,217百万円	4,541百万円
危険債権額	24,727百万円	25,121百万円
三月以上延滞債権額	56百万円	80百万円
貸出条件緩和債権額	1,073百万円	765百万円
合計額	32,074百万円	30,509百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
	14,980百万円	15,830百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2023年4月1日 至2023年12月31日)
株式等売却益	238百万円	1,108百万円
貸倒引当金戻入益	-	212百万円
償却債権取立益	309百万円	151百万円
金銭の信託運用益	17百万円	43百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2023年4月1日 至2023年12月31日)
貸出金償却	25百万円	454百万円
株式等売却損	18百万円	56百万円
株式等償却	22百万円	24百万円
貸倒引当金繰入額	461百万円	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
減価償却費	595百万円	582百万円
負ののれんの償却額	12百万円	12百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	152	15.00	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金
	第1種優先株式	113	15.072	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金
2022年11月9日 取締役会	普通株式	101	10.00	2022年9月30日	2022年12月2日	利益剰余金
	第1種優先株式	75	10.08	2022年9月30日	2022年12月2日	利益剰余金

(注) 1. 2022年6月28日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には株式交付信託が保有する当行株式(2022年3月31日基準日:62千株)に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 2022年11月9日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には株式交付信託が保有する当行株式(2022年9月30日基準日:62千株)に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	152	15.00	2023年3月31日	2023年6月28日	利益剰余金
	第1種優先株式	113	15.12	2023年3月31日	2023年6月28日	利益剰余金
	第2種優先株式	5	8.00	2023年3月31日	2023年6月28日	利益剰余金
2023年11月10日 取締役会	普通株式	101	10.00	2023年9月30日	2023年12月1日	利益剰余金
	第2種優先株式	59	87.50	2023年9月30日	2023年12月1日	利益剰余金

(注) 1. 2023年6月27日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には株式交付信託が保有する当行株式(2023年3月31日基準日:62千株)に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 2023年11月10日取締役会決議に基づく「配当金の総額」には株式交付信託が保有する当行株式(2023年9月30日基準日:47千株)に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	22,944	20,096	29,248	188	72,100
当第3四半期連結会計期間末までの変動額(累計)					
資本金から剰余金への振替(注)1	7,500	7,500			-
剰余金の配当			432		432
親会社株主に帰属する四半期純利益(累計)			1,746		1,746
自己株式の取得(注)2				17,288	17,288
自己株式の処分		1		19	18
自己株式の消却(注)2		17,287		17,287	-
当第3四半期連結会計期間末までの変動額(累計)合計	7,500	9,789	1,314	19	15,955
当第3四半期連結会計期間末残高	15,444	10,307	30,562	169	56,144

(注)1. 2023年9月29日に資本金7,500百万円を資本剰余金へ振替えました。

2. 2023年9月29日に2023年9月20日取締役会決議に基づき第1種優先株式の全部を取得し、消却しました。

(セグメント情報等)
【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	12,378	4,153	257	16,788	-	16,788
セグメント間の内部経常収益	25	58	0	84	84	-
計	12,403	4,211	257	16,873	84	16,788
セグメント利益又は損失()	2,022	176	11	2,188	4	2,192

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
2. セグメント利益又は損失()の調整額4百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	13,179	3,749	414	17,343	65	17,277
セグメント間の内部経常収益	37	55	1	94	94	-
計	13,216	3,804	416	17,437	160	17,277
セグメント利益	1,858	171	116	2,146	1	2,145

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
2. 外部顧客に対する経常収益の調整額 65百万円は「リース業」と「クレジットカード業」の貸倒引当金繰入額の調整であります。
3. セグメント利益の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
銀行業セグメントにおける当該減損損失の額は、当第3四半期連結累計期間においては21百万円であります。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため、記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2023年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	11,200	15,090	3,889
債券	200,210	197,510	2,700
国債	6,051	6,178	127
地方債	4,022	4,048	26
社債	190,136	187,282	2,853
その他	79,733	77,440	2,292
外国債券	45,614	44,699	915
合計	291,144	290,041	1,102

当第3四半期連結会計期間(2023年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	10,112	13,935	3,823
債券	213,012	208,278	4,734
国債	9,003	8,979	24
地方債	4,317	4,324	6
社債	199,691	194,974	4,716
その他	69,391	68,532	859
外国債券	37,095	36,540	555
合計	292,517	290,746	1,770

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、303百万円(うち、株式33百万円、外国債券269百万円)であります。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として、銘柄ごとに以下のとおり定めております。

時価が取得原価に対して50%以上下落している場合

時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

(金銭の信託関係)

金銭の信託の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当第3四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
預金・貸出業務	171	-	-	171	-	171
為替業務	392	-	-	392	-	392
証券関連業務	261	-	-	261	-	261
その他	355	-	235	591	-	591
顧客との契約から生じる収益	1,180	-	235	1,416	-	1,416
その他の収益	11,197	4,153	21	15,372	-	15,372
外部顧客に対する経常収益(注)	12,378	4,153	257	16,788	-	16,788

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
預金・貸出業務	170	-	-	170	-	170
為替業務	394	-	-	394	-	394
証券関連業務	324	-	-	324	-	324
その他	400	-	255	656	-	656
顧客との契約から生じる収益	1,290	-	255	1,545	-	1,545
その他の収益	11,889	3,749	159	15,797	65	15,731
外部顧客に対する経常収益(注)	13,179	3,749	414	17,343	65	17,277

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

外部顧客に対する経常収益の調整額 65百万円は「リース業」と「クレジットカード業」の貸倒引当金繰入額であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	円	140.08	166.85
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	1,490	1,746
普通株主に帰属しない金額	百万円	75	59
うち中間優先配当額	百万円	75	59
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	1,415	1,687
普通株式の期中平均株式数	千株	10,103	10,112
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	46.70	52.32
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額	百万円	75	59
普通株式増加数	千株	21,819	23,274
うち優先株式	千株	21,787	23,245
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		-	-

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、「1株当たり四半期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。「1株当たり四半期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当第3四半期連結累計期間において54千株(前第3四半期連結累計期間 62千株)であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

中間配当

2023年11月10日開催の取締役会において、第144期の中間配当につき次のとおり決議しました。

（普通株式）

中間配当金額 101百万円

1株当たりの中間配当金 10円00銭

（第2種優先株式）

中間配当金額 59百万円

1株当たりの中間配当金 87円50銭

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月9日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神田 正史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。